

複合機リース仕様書

1 複合機の機能

- (1) 設置する複合機は、製造業者の工場から直接出荷される新造機であること。
- (2) 複合機本体について、「沖縄県グリーン購入調達方針（令和5年4月）」に適合した商品であること、又は（財）日本環境協会が認定するエコマーク商品であること。
ただし、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）」記載の「リユースに配慮したコピー機等」のうち「再生型機」は除く。
- (3) 以下に掲げるコピー機能、ネットワークプリンタ機能、ネットワークスキャナー機能の設定等は、契約業者負担により行うこと。
- (4) コピー機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
電源	オプションも含みAC100V、15A（20A）以下
複写方式	デジタル方式
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置
原稿サイズ	最大A3以上
複写サイズ	最小A5以下、最大A3以上 多重手差しトレイでは最小官製はがき以下、最大A3以上
複写倍率	任意倍率が25～400%（1%刻み） 固定倍率が縮小4段階以上、拡大3段階以上
連続複写速度	20枚以上/分（モノクロ・カラー）※A4ヨコ
給紙トレイ	2段以上で1,000枚以上給紙 ※手差しトレイ（50枚程度以上）を除く。
読み取り解像度	600×600dpi以上
ハードディスク容量	ネットワークプリンタ、ネットワークスキャナー機能等、仕様書に提示する機能が支障なく利用できるように確保されていること
環境対策	コピー用紙は古紙100%の再生紙や片面使用済み用紙を使用した場合にも支障を生じないこと
付加機能	<ul style="list-style-type: none">・自動両面複写機能・割り込み印刷機能・ページ集約機能（複数ページを1枚に集約印刷）（2in1/4in1）・ページ印刷機能・電子ソート機能（回転（交互）ソート。または、1部ごとに位置をずらしてのソート）

※電子ソート機能は、A4サイズのみ対応でも可とする。

(5) ネットワークプリンタ機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
対応OS	Windows系のOSすべて（Vista以降）に対応すること
対応インターフェース	10Base-T及び100Base-TX
対応プロトコル	TCP/IP対応型
解像度	600×600dpi以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁LAN上で正常に機能すること ・特別なサーバ等の機種がなくてもネットワーク上のパソコンから出力が可能であること ・両面印刷に対応していること ・プリンタを利用するパソコン台数を考慮して、作業に支障が生じないようにメモリ及びハードディスクの容量を十分に確保すること

(6) ネットワークスキャナー機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
形式	カラーสキャナー
対応OS、対応インターフェース、対応プロトコル	ネットワークプリンタと同様
読み取りサイズ	最大A 3以上
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置から連続読み込み可能
保存	複合機側においては1回の原稿読み込み操作によりパソコンへ電子化した文書を転送することができること、又は複合機のハードディスク内へ保存した電子化した文書をパソコンに取り込むことができること。
出力フォーマット	TIFF形式及びPDF形式に対応
読み取り解像度	600×600dpi以上であること。 ただし、カラースキャナーの場合はA 4サイズを超える原稿についてはこの限りではない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁LAN上で正常に機能すること ・スキャナを利用するパソコン台数を考慮して、作業に支障が生じないようにメモリ及びハードディスクの容量を十分に確保すること

2 納入場所

沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
(石垣市真栄里 438-1 八重山合同庁舎 4 階)

3 契約期間

契約期間は、令和 6 年 5 月 1 日～令和 9 年 4 月 30 日とする。

4 賃貸借料金及び複写料金

賃貸借料金は、1 ヶ月の料金に消費税及び地方消費税分を加算した額とし、複写料金を除く複写サービスの提供に要する費用（トナーカートリッジ料金やメンテナンス保守料金等）を含むものとする。複写料金は、モノクロ複写、カラー複写それぞれの片面 1 枚当たりの単価にそれぞれの枚数を掛けた額の合計に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。

5 複写予定枚数

複写予定枚数は、モノクロ複写 71,220 枚／年、カラー複写 63,324 枚／年とする。賃貸借料金・複写料金で落札業者が相違した場合、複写料金の入札価格に予定数量を乗じた金額と賃貸借料金との総額で安価な業者と契約する。

なお、複写予定枚数は、実際の使用枚数と異なる場合があり、実際の使用枚数が少ない場合も、県が差額を負担するものではない。

6 賃貸借料金及び複写料金の支払方法

- (1) 賃貸借料金及び複写料金は、毎月末日に複写利用枚数を算出し、翌月に県に請求するものとする（消費税及び地方消費税を含む）。なお、県は適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に料金を支払うものとする。
- (2) 複写利用枚数の算出は、原則として毎月末日に設置所属の担当者の立会のうえ、業者が行うものとする。なお、外部遠隔運用システムを利用した自動検針等を行う場合は、県と事前に協議し、通信時のセキュリティを確保すること。
- (3) 複写料金の算出にあたり、モノクロ複写にあつては月の総利用枚数の 2% を、カラー複写機にあつては月の総利用枚数の 3% を、業者の責めに帰すべき原因による不良複写とみなして、それぞれの総利用枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

7 複合機の保守等

- (1) 定期保守を 3 ヶ月に 1 回以上実施すること。
- (2) 機器障害の認知後 2 時間以内に修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させること。
- (3) 機器の品質が低下し、設置機関の業務に支障をきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかに機器の交換を行うこと。
- (4) 機器を正常な状態で使用できるよう維持管理を行うこと。
- (5) 保守作業を行った場合は、業者の保守点検様式により結果を報告すること。なお、保守等の作業にあたる技術員は、複写サービス提供機器のメーカーの者、又はその機器のメーカー

研修を終了した者であること。

- (6) 保守等に要する一切の費用は、業者負担とすること。
- (7) 保守等は、原則として平日の9時から17時までの間に行うこと。

8 消耗品の供給

消耗品（トナーカートリッジ等）の供給を利用状況により無償で行うこと。ただし、用紙は除く。

9 複合機の設置、設定、撤去

- (1) 令和6年4月末日までに、「2 納入場所」で指定する設置場所に契約業者負担で搬入、設置及び各機能の設定を行うこと。
- (2) プリンタ機能、スキャナ機能等については、各設置機関が指定するパソコンから当該機能を使用できるように別途指定するIPアドレスやドライバー等必要な設定と指導を速やかに行うこと。ただし、HUBやケーブルの敷設は含まない。
- (3) 契約期間中に県が機器の移動又は撤去を希望した場合は、契約業者負担で速やかにこれを行うこと。
- (4) 機器の移動に伴い上記(2)の再設定を県が希望する場合は、契約業者負担により速やかにこれを行うこと。
- (5) 契約期間の最終月については、県は末日より前の日付で機器の撤去を契約業者へ指示できるものとする。また、これによる利用料金等の補填は行わない。

10 機密の保持

- (1) この契約による業務に関して知りえた県の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
- (2) 必要に応じて県に対し、複合機に関するセキュリティ保持の情報提供及び指導を行うこと。
- (3) 複合機の撤去時には、業者負担により、複合機内HDD及びメモリの残存データの消去を確実に実施すること。また、その結果を書面にて報告すること。

11 その他

- (1) 複合機の保守等契約の一部については、別に指定する範囲・制限内において、県の承認を得た上で他者に行わせることができる（別紙1）。
- (2) 複合機の設置にあたっては、県の定める情報セキュリティ対策として、別に指定する複合機の設定・報告等を行うこと。また、これに要する費用は業者負担とする（別紙2）。
- (3) 仕様書に疑義がある場合は県に質問し、その指示をうけること。なお、契約後の仕様書の解釈は県によるものとする。

【複合機による複写サービス等に関する契約に係る仕様書】

「複合機による複写サービス等の契約」の契約内容を再委託^(※)する際は、事前の申請・承認手続きが必要です。

承認を受けずに再委託契約を行った場合、契約解除等の措置をとることがあります。

○再委託を行う10日前までに県に申請書を提出し、事前承認を受けてください。

→ 再委託を承認する場合、県は承認書を交付します。

承認書を受領した後に、再委託先と契約を結んでください。

○業務の範囲や金額等について、再委託の制限があります。

契約書及び共通仕様書記載事項	再委託できない
	<p>契約者が自ら実施する必要があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結（変更契約含む）に関する事務。 ・ 複合機の設置、撤去等に関する出納事務局物品管理課との調整（セキュリティ対策に関する調整含む。） ・ 複写サービス等利用料金請求に関する事務 ・ その他、県（出納事務局物品管理課）が指定する事項 <p>※目安として、契約金額（3年間の予定金額）の50%程度を占める部分</p>
	再委託できる
	<p>再委託先と契約前の申請・承認が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書第10条の保守等に関する事項 ・ 複合機の設置、移動、撤去に伴う設置場所での作業等 <p>※契約書第12条「消耗品等の供給」については、再委託申請手続きは不要</p>

○委託先の制限があります。

→ 以下に該当する方に業務を委託することは出来ません。

- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- ・ 会社更生法の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

※「再委託」とは

契約の履行にあたり、契約業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言います。

【複合機による複写サービス等に関する契約に係る仕様書】

契約業者は契約複合機の設置にあたり、情報セキュリティ対策として以下のとおり複合機の設定・報告等を行うこと。

1 複合機の設定等

- (1) 契約業者は、設置する複合機について、別添「CORAL21ネットワーク接続時に必要となる複合機の設定等の要件一覧」（以下、「設定等要件一覧」とする。）記載の要件を満たすよう設定を行う。
- (2) 契約業者は、県（八重山農林水産振興センター。以下、「県」とする。）が配布する「IT資産管理番号シール」（約1.7×3.3cm）を複合機に貼付する。

※IT資産管理番号シールの作成に限り、費用負担は県とする。

2 複合機の設置及びネットワーク接続等手順

- (1) 契約業者は、当該複合機のMACアドレス及び設置予定月日を複合機設置の原則5日前（土日祝日を除く）までに、県へ連絡（メール又はFAX）。
- (2) 県は、(1)をもとにネットワーク接続手続きを行った後、確定したIPアドレスを契約業者へ複合機設置の原則1日前（土日祝日を除く）までに連絡（メール又はFAX）。

※この手続きを行わなければ、複合機を搬入・設置してもネットワークに接続できません。

- (3) 契約業者は、(2)で指定されたIPアドレスにて複合機を設置する。

3 設置後の報告

契約業者は、契約地区のすべての複合機の設置完了後、「設定等要件一覧」記載の要件を順守して設置を完了した旨の報告書を県へ提出する（任意様式・契約者押印）。

4 その他

情報セキュリティ対策について、契約書、仕様書及び本別紙に記載のない事項については、県と契約業者が協議して決めるものとする。

CORAL21ネットワーク接続時に必要となる複合機の設定等の要件一覧

No	項目	要件
1	基本項目	複合機の機能(コピー機能、プリント機能、FAX機能、スキャン機能、その他機能)について、使用しない機能については、無効化設定が行われること。
2	セキュリティ関連項目	管理者以外の者が容易に設定変更できないよう管理者権限が設定されること。
3		クラウド連携機能搭載機器の場合、当該機能の無効化が行われること。 例)スキャンデータのクラウド保存・共有機能、GoogleCloudPrint機能等
4		外部から複合機へのアクセス(リモートメンテナンス等)は不可とする。
5		無線接続(Wi-Fi等)は不可とする。
6		インターネット経由でのカウンタ情報取得は不可とする(FAX回線、SMTP(メール)は可)。 ※ FAX回線、SMTP(メール)以外については、総合情報政策課に問い合わせること。
7		(FAX回線、SMTP(メール)を使用し、カウンタ情報を取得する場合)複合機から発信される情報はカウンタ・トナー残量等の必要最低限の情報であること。
8		複合機撤去時にHDD等の残存データの抹消処理が行われること。
9		外部の電子媒体から複合機に直接データを取り込めない、また、取り出せない設定とすること。 例)USBポート、SDカードスロット等
10		FTP機能は原則無効化すること。
11		自動設定関連のプロトコル(Bonjour、UPnP等)は無効化すること。
12		複合機設置時に、ドライバ以外のバンドルソフトを端末類にインストールしないこと。 (※ 個別にソフトウェアインストール等の協議が必要となります。)
13		その他セキュリティリスクのある機能は、無効化すること。